

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員定数改善、就学保障充実など2012年度予算編成に向けた教育予算確保・拡充を求める要望意見書

義務教育費国庫負担制度は、標準的な教職員数の確保について国の責任を果たすものであり、へき地校が多い北海道においては、教育の機会均等を保障する重要なものとなっています。

政府は、「地方の自由裁量拡大に寄与しない義務的な負担金・補助金等は一括交付金の対象外」とすることを閣議決定し、全国知事会等地方6団体も同様の意向を示したことから、義務教育費国庫負担金については一括交付金化しない方向で検討が進められています。しかし、政府内には一括交付金化の言及があるなど、その意図が払拭されていないことから、今後も義務教育費国庫負担法堅持の取組が必要です。

義務教育費国庫負担制度は、地域主権に逆行するものではなく、むしろ保障する制度であり、義務教育には不可欠なことから、この制度の堅持と国の負担率を2分の1に復元することが求められます。

文部科学省は昨年、30年ぶりに40人学級を見直し、35・30人学級の実現を目指した「新・教職員定数改善計画(案)」を策定し、初年度分として8,300人の教職員定数改善を要望しましたが、小学校1年生の35人学級実現分の2,300人(純増300人)の定数改善にとどまりました。学校現場において教職員の拡充は喫緊の課題であり、一人一人の子供たちに行き届いた教育を保障するためにも「新・教職員定数改善計画」の確実な実施及び「30人以下学級」の早期実現が不可欠です。

今年度の予算においても「高校授業料無償化」「子ども手当」などが引き続き計上されましたが、学校現場においては給食費、修学旅行費やテスト代・実習費などが保護者負担として重くのしかかっています。地方交付税化されている教材費や図書費の予算措置についても、都道府県や市町村段階で格差が生じており、教育の機会均等と水準確保に影響が及びかねません。どの地域に住む子供たちにも、豊かな教育を保障するためには、教育予算の確保と拡充が大切です。

以上のことから、政府においては、次の事項について実現が図られるよう強く要望します。

記

- 1 義務教育費国庫負担制度の堅持並びに国の負担率を2分の1に復元すること。
- 2 文部科学省「新・教職員定数改善計画」の確実な実施とそれを上回る「30人以下学級」の早期実現、教職員定数の改善を早期に実現すること。
当面は、小学校2年生から中学校3年生の学級編成基準を順次改定すること。
- 3 給食費、修学旅行費、教材費など保護者の負担軽減・解消や就学保障の充実、学校施設整備、図書費など国の責任で教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月22日

大空町議会議長 後藤 幸太郎

【 送 付 先 】

- ・ 衆議院議長 横 路 孝 弘
- ・ 参議院議長 西 岡 武 夫
- ・ 内閣総理大臣 菅 直 人
- ・ 総務大臣 片 山 善 博
- ・ 財務大臣 野 田 佳 彦
- ・ 文部科学大臣 高 木 義 明
- ・ 内閣府特命担当大臣（地域主権） 片 山 善 博